

私的録音録画補償金制度に関する議論と 著作権法制のあり方について

2011年7月4日法制問題小委員会ヒアリング

(社)日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター(CPRA)
運営委員 椎名 和夫

1. 私的録音録画補償金制度の見直しを巡る議論

○『著作権法に関する今後の検討課題』(平成17年1月24日)

(1) 私的録音録画補償金の見直し

- ①ハードディスク内蔵型録音機器等の追加指定に関して、実態を踏まえて検討する。
- ②現在対象となっていない、パソコン内蔵・外付けのハードディスクドライブ、データ用CD-R/RW等のいわゆる汎用機器・記録媒体の取り扱いに関して、実態を踏まえて検討する。
- ③現行の対象機器・記録媒体の政令による個別指定という方式に関して、法技術的観点等から見直しが可能かどうか検討する。

○『文化審議会著作権分科会報告書』(平成18年1月)

「私的録音・録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべきである…この私的録音・録画の検討は、実態を踏まえた解決策を見出し…平成19年度中には一定の具体的結論を得るよう、迅速に行う必要がある」

○私的録音録画小委員会における議論(平成18年4月～平成20年12月、計30回)

- 『文化審議会著作権分科会私的録音録画小委員会中間整理』(平成19年10月12日)
- 文化庁案「私的録音録画と補償の必要性に関する考え方の変遷」(平成19年12月18日)及び「著作権保護技術と補償金制度について(案)」(平成20年1月17日)

○『文化審議会著作権分科会報告書』(平成21年1月)

「補償金制度については、現行制度が制定されて以来約15年の歳月が流れ、録音録画の実態も大きく変化しているところである。補償金制度の抜本的な見直しを求めた文化審議会著作権分科会の提言(平成18年1月)の内容は、現在においても変更する必要がないが、提言以降も録音録画の実態の変化が続いていることを考えると、問題解決のための緊急性はより増していると考えられる。…今後は、課題の緊急性にかんがみ、議論を休止するのではなく、新たな枠組みでの検討が適当であると考え、文化審議会著作権分科会における検討が重要であることは言うまでもないが、同分科会の枠組みを離れて、例えば権利者、メーカー、消費者などの関係者が忌憚ない意見交換できる場を文化庁が設けるなど、関係者の合意形成を目指すことも必要と考える」

2. 補償金制度を廃止することが可能か？

●補償金制度が廃止可能である理由として挙げられた意見等について

1. 著作権保護技術による解決

音楽CDの録音では、著作権保護技術は現状全く機能せずコピーフリーの状態であり、配信から一定の複製を行うことも可能である。また録画においても、ダビング10の範囲での録画は可能であることから、制度を廃止することを可能にするような著作権保護技術は存在していない。もし今後厳格な複製制限が行われた場合、理論的に廃止は可能だが、それを望むステークホルダーが果たして存在するのか？

2. 個別課金による解決

個々の複製行為を検知して課金を行うシステムなどいまだに存在していない。またネット配信において、配信の対価に私的複製分を含めて課金できるのではないかと議論については、もっぱらプラット・フォーム側の事情により形成されている「ネットにおけるコンテンツの価値相場」の下では、仮に可能だとしても、コンテンツの経済価値の相対的下落をさらに加速させる結果を生むだけ。

- 私的録音録画補償金制度の趣旨が、デジタル方式の私的録音録画が権利者に与える不利益を補償することにある以上、デジタル方式による私的録音録画の全盛期ともいえる現在、**補償金制度を廃止することが可能となるような解決策は存在していない**。むしろ、録音にみられるように、私的録音の実態と制度の乖離が常態化している現状は異常事態であり、まずはこの点が可及的速やかに解決されるべき。
- 権利者に影響を与えるデジタル方式による複製は、すでに個別の機器、媒体にとどまらず、それらが組み合わせられたり、またソフトウェア、通信等、その他の手段と複合的に組み合わせられることにより広範に行われており、そうした実態を継続的に広く捕捉し得る制度として、補償金制度を再構築するべき。

3. 流通円滑化＝権利制限に偏した「著作権法制」?

○ 権利制限規定の新設又は拡充に向けた法改正及び議論は着実に進んでいる。

■ 2003(平成15)年7月策定の『知的財産推進計画』以降を見ると、「インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図る措置」(平成21年改正)や「時代の変化に対応した権利制限等」(平成18年改正)として、権利制限規定の新設又は拡充などする多数の法改正。

例) インターネット販売等での美術品等の画像掲載(47条の2)、機器の「保守・修理」等におけるバックアップのための複製(47条の4)、送信の効率化等のための複製(47条の5)、インターネットで情報検索サービスを実施するための複製等(47条の6)、情報解析のための複製(47条の7)、電子機器利用時に必要な複製(47条の8)、裁定申請中の著作物の利用(67条の2)、著作隣接権者不明の場合の利用制度の創設(103条による準用)、放送対象地域内における「入力型自動公衆送信」による放送の同時再送信に係る実演家及びレコード製作者の送信可能化権の制限(102条5項ほか) など

■ 今後、「権利制限の一般規定」の法制化が予定されているほか、『知的財産推進計画2011』には「我が国におけるコンテンツのクラウド型サービスの環境整備を図るため、法的リスクの解消を含め、著作権制度上の課題について整理し、必要な措置を講ずる」との施策も掲げられている。



● 『知的財産推進計画』から与えられた、権利制限規定の創設などの「宿題」は着実に実施される一方で、私的録音録画補償金制度の見直しという「宿題」はおろそかにされていないか？

● 権利制限規定の新設又は拡充などによって著作物等の利用の円滑化を図ろうとするばかりで、著作権制度における権利者側の課題は一向に解決されないという不均衡を生じていないか？

● 権利者が権利の集中管理等を進め、窓口一元化など流通円滑化への取り組みを応分に負担している中で、いたずらに権利を制限するばかりでなく、権利者の「保護・拡充」に向けた法制度の整備もそれに均衡して実現されていくべき。

4. 著作権制度上の課題の解決について

音楽や映像に限らず、「コンテンツの提供」に係るさまざまなビジネスモデルが、違法適法の別を問わないユーザーによる複製、共有や、さらにそれらを代行するプラットフォームによるサービス等で代替されていく状況がますます既成事実化する中で、著作権制度上の課題に解決にあたっては、「ユーザーの利便性の確保」のみに偏ることなく、「創造のサイクルの維持」を絶えず意識する中で、高い視点からの検討を行う姿勢が必要なのではないか。

(付録)関係者間における協議について

○『著作権法に関する今後の検討課題』(平成17年1月24日)

Ⅱ 関係者間における協議について

従来、著作権分科会等では、対立する利益を代表するものと思料される関係者間における協議(以下「関係者間における協議」という。)をまず促し、当該協議の結果を踏まえた上で、必要に応じ、改正課題に関する検討を進めてきたところである。

著作権に関する改正要望には、反射的に一定の不利益を被る者が存在することが多い。このような**利害対立の存在を理由に、当該課題の検討自体を躊躇するとすれば、著作権に関する改正要望のほとんどについて、専門的な検討がなされる機会を与えられないこと**となってしまう。

したがって、**関係者間における協議が一定の合意に至るまで、著作権分科会等における検討自体を一律に控えることは合理的ではない**。また、ひとたび一定の合意が形成されれば、必ず制度改革への道が開かれると考えることも適当とは思われない。

また、検討課題の中には、そもそも適切な関係当事者を特定することが困難なものもある。仮にある程度特定できたとしても、関係者間の意見の隔たりが大きく、任意の協議によって一定の合意に至ることは期待し得ないものなどもあり得る。関係者間における協議を強調することによって、かえって不合理な事態を招来する側面もあるのではないかと考えられる。

必要に応じ外部の参考情報を得ることが有益であるのは確かだとしても、**著作権分科会等における検討は、第一義的には、著作権分科会等の見識に基づき、その責任において、行われるべき性格のものである**。

以上のような観点から、今後は、関係者間における協議が自主的に行われている場合には、当該協議の過程において整理された争点や主張などを、著作権分科会等における検討に当たっての考慮要素として位置付けることとするのが適当である。

そのための具体的な方策としては、今後、著作権法の改正要望事項を広く募集するに当たり、当該要望事項に係る参考情報として、利害関係者の意見や協議の状況について任意に記載させることとし、必要に応じ、当該要望事項に係る関係者を著作権分科会等の検討の場に招致して直接意見を聴くことなどが考えられる。

なお、当該協議が行われていたとしても、当該改正要望事項について利害関係を有するすべての者を網羅して協議が行われているとは限らないので、著作権分科会等における具体的な検討結果を最終的に取りまとめるに先立って、一般から意見募集を行うこととすることが適当である。

海外の制度と比較して これからの補償金制度を考える

SARVH・東芝裁判では、アナログチューナー非搭載DVDレコーダーが私的録画補償金対象機器に当たるか否か、が争点となっているが、同様の補償金制度を導入しているEU加盟各国では、DVDレコーダーは当然のこと、MP3プレイヤーやハードディスク内蔵録画機器をはじめ、携帯電話やパソコンのハードディスクも対象としている国が少なからず存在する。

また、定率制をとる日本と異なり、EU加盟各国のほと

んどが定額制をとっていることから、CPRAが分配されている私的録音補償金額は、フランスやスペインの実演家団体への分配金額に比べて10分の1程度になっている。

同じ私的録音録画補償金制度でありながら、日本ではなぜ権利者への補償が適切に、十分になされていないのか。

諸外国の補償金制度と比較しながら、日本の私的録音録画補償金制度のもつ問題と、将来への課題について、岸博幸慶應義塾大学大学院教授に語っていただいた。

対象機器の決定などに 透明性を

日本では、EU加盟国などでは当然入っているMP3プレーヤーなどが対象機器・記録媒体とされていません。

その要因の一つとして、対象機器・記録媒体を政令で指定するため、時間がかかるという批判もあります。例えば、ドイツでは、デジタル化の進展等に柔軟に対応するため、2008年より、対象機器、媒体や金額の決定方法を法定から関係者間の交渉に変更しました。しかし、ドイツでは権利者が裁判等を通じて対象機器等を拡大してきた歴史があります。ハードメーカーの方が権利者より力が強い日本で同様の方式に変更しても、すぐに問題の解決につながると思えません。最大の問題は政令で指定する前に関係省庁間で調整を行うのですが、権利者団体を所管する文部科学省より製造業界を所管する経済産業省のほうが強いいため、ハードメーカーの意向がより強く反映されてしまうことです。それに加えて、政治がことの重大性を考えず、適切にリードしてこなかったことも問題です。

ヨーロッパでは、権利者側もユニオンに近い組織でかなり力を持っています。日本の権利者もすぐにそうなれというのは無理なので、いかに公平に議論がされるようにするか、その仕組みを考える方が現実的ではないでしょうか。

政令で指定する際の透明性をもっと高くして、国民からも見えやすいところで決めるようにしないといけないのではないかと。議論の透明性を高め、ハードメーカーのわがままな言い分を世の中に出せば、少なくともメディアは「それはおかしい」と言ってくれるはずだ。

そういう手法も使い、政治の力も使いなからやっていかないと、オープンな戦いに

できないだろうと思います。

そのためには、CPRAもレコード協会やJASRACなどともっと団結し、テーブルの下の議論を表に出すよう、強い声を出していくべきだと思います。

議論すべきは著作権制度全般

EU加盟各国ではメーカーが支払義務者になっているのに、日本だけが妥協の産物

海外の主な私的録音録画補償金制度の概要

	ドイツ	フランス	オランダ
制度実施時期	1965年	1985年	1991年
私的録音録画補償金の対象	録音・録画/機器・記録媒体 アナログ・デジタル	録音・録画/記録媒体 アナログ・デジタル	録音・録画/記録媒体 アナログ・デジタル
対象機器・記録媒体の特定及び補償金額の決定方法	製造業者・輸入業者団体と協議の上、徴収・分配組織が決定。	国の代表者を委員長とし、権利者、製造業者・輸入業者及び消費者の代表を委員として構成される委員会が決定。	権利者及び産業界の代表からなる組織が決定。
主な対象機器・記録媒体	録音用記録媒体内蔵機器 (例:MP3プレイヤー) 録画用記録媒体内蔵機器 (例:HDD録画機器) 携帯電話 その他	録音用記録媒体内蔵機器 (例:MP3プレイヤー) 録画用記録媒体内蔵機器 (例:HDD録画機器) 携帯電話 その他	録音用記録媒体内蔵機器 (例:MP3プレイヤー) 録画用記録媒体内蔵機器 (例:HDD録画機器) 携帯電話 その他
補償金額	定額方式	定額方式	定額方式
支払義務者	製造業者/輸入業者等	製造業者/輸入業者等	製造業者/輸入業者
徴収・分配組織	ZPU (私的複製権センター)	録音: SORECO (私的録音報酬徴収分配協会) 録画: COPIE FRANCE (私的録画報酬徴収分配協会)	Stichting de Thuiskopie (私的複製協会)
分配を受ける実演家団体	GVL	フィーチャード・アーティスト: ADAMI ノンフィーチャード・アーティスト: SPEDIDAM	音楽実演: SENA 映像実演: Norma
権利者団体間の配分率	録音	音楽著作権団体: 42% 文芸著作権団体: 16% 著作隣接権団体: 42%	著作権団体: 50% 実演家団体: 25% レコード製作者団体: 25%
	録画	音楽著作権団体: 21% 文芸著作権団体: 8% 著作隣接権団体: 21% 映像関係5団体: 50%	著作権団体: 1/3 実演家団体: 1/3 映画・テレビ番組製作者団体: 1/3

- ただし、MP3と併用のもののみ補償金の対象となる。
- 40%を著作権団体、30%を実演家団体、30%をレコード製作者団体に分配。
- 33.75%を著作権団体、25.50%を実演家団体、40.75%を放送事業者団体に分配。

で、利用者になっている。私的複製できる録音録画機器・媒体を作って利益を得ているのは製造業者ですから、メリットを受けている製造業者が払うべきだというのが、ヨーロッパなどでの考え方なのでしょう。

ユーザーが支払義務者になるのなら、ユーザーの利用実態を完全に補足することが前提にあるべきです。デジタル化・ネットワーク化が進化した現在ではそれが可能なので、法的担保も含めてそこまでやらないとおかしい。

しかし、現実的には利用者のプライバシーを侵害することにもつながるので、むずかしい。

また、たとえコピーを禁止するDRMを全てのコンテンツに付したとしても、DRMは必ず破られるし、破られるものを前提にして「コピーはできないから補償金制度はいらない」というのはフィクションにしかすぎません。そうすると、やはり製

造業者が支払うのが筋だと思います。そういう点でも、メーカーがわがままを言い過ぎていているという気がします。

近い将来には、クラウド化とブロードバンドの普及で、コンテンツをダウンロードしないでストリーミングで楽しむのがあたりまえになってしまふ。そうなったときに補償金制度をどうするかは、ヨーロッパなどでもまだこれから議論される話だと思います。私はこうした問題を、補償金制度だけの議論にするべきではないと考えています。

複製が介在しない、コンテンツの享受形態がこれから出てくる。そうすると、著作権制度は複製を前提にしているの、前提そのものが崩れるわけです。そういうなかで、クリエイター、権利者が、作品を作った対価をどうやって正当に受けられるようにするか。それを制度として考えるようにしないとだめなのです。

いまのようにビジネスが変化しているな

かで、著作権ビジネスで生活しているクリエイターがどうしたら報われるか。クラウド化によりストリーミングが主流となったときには、もしかしたら補償金制度は今より大事な役割を果たすのではないかと思います。

補償金制度をもっと強化し、対象となる利用形態を広げて権利者に支払われる金額を増やしていこうということになるかもしれませんが、あるいは、補償金制度ではなく、新しい権利をつくって、ストリーミングだけになった場合でも対価が支払われるようにする方法もあるかもしれません。

いろいろな解があり得ると思いますが、残念ながら、とくに日本ではそういう議論が全く放棄されている。

政府が良い解決策を提示できていない現状では、権利者が、「著作権制度全般を今後こうするべきだ」と提言するぐらいのことをしていったほうがよいと思います。

オーストリア	スペイン	アメリカ	日本
1980年	1987年	1992年	1992年
録音・録画/記録媒体 アナログ・デジタル	録音・録画/機器・記録媒体 アナログ・デジタル	録音/機器・記録媒体 デジタル	録音・録画/機器・記録媒体 デジタル
連邦商工会議所と協議の上、徴収・分配組織が決定。合意できない場合は、特別仲裁手続きによる。	アナログ:著作権法に規定。 デジタル:省令による決定。	著作権法に規定。	対象機器・記録媒体の特定:政令による指定。補償金額の決定:徴収・分配組織が決定した額を文化庁長官が認可。
○	○	×	×
○	○	×	×
×	○	×	×
Audio-cdr/rw, MD, Data-cdr/rw, DVD-r/rw, Blu-Ray, メモリーカード等	Audio-cdr/rw, MD, Data-cdr/rw, DVD-rdata, DVD-r video, メモリーカード等	DAT, DCC, MD等	CD-r/rw, MD, DVD-rw, Blu-Ray等
定額方式	定額方式	定率方式	定率方式
製造業者/輸入業者等	製造業者/輸入業者	製造業者/輸入業者	購入者
Austro-Mechana (音楽録音権管理協会)	SGAE (著作権者出版者協会)	USCO (著作権局)	録音: Sarah 録画: SARVH
音楽実演: LSG 映像実演: VDFS	音楽実演: AIE 映像実演: AISGE	フィーチャード・アーティスト: AARC ノンフィーチャード・アーティスト: AFM, AFTRA	芸団協
[アナログ] 音楽著作権団体: 43%, 文芸著作権団体: 7%, レコード製作者、音楽実演家団体: 44.5%, 放送事業者団体: 5.5% [デジタル] 音楽著作権団体: 47.92%, 文芸著作権団体: 1.58%, レコード製作者、音楽実演家団体: 49.5%, 放送事業者団体: 1%	著作権団体: 50% 音楽実演家団体: 25% レコード製作者団体: 25%	補償金のうち、2/3が録音物基金、1/3が音楽著作物基金に振り分けられる [録音物基金を以下の通り分配] 4%:ノンフィーチャード・アーティスト、残りの40%:フィーチャード・アーティスト、残りの60%:レコード製作者 [音楽著作物基金を以下の通り分配] 50%:著作者, 50%:音楽出版社	著作権団体: 36% 実演家団体: 32% レコード製作者団体: 32%
[アナログ] 音楽著作権団体: 16.85%, 文芸著作権団体: 11.65%, レコード製作者、音楽実演家団体: 6.25%, 映画製作者団体: 25.89%, 写真・造形美術の著作権団体: 2%, フィルム・オースター、映像実演家団体: 20.86%, 放送事業者団体: 16.5% [デジタル] 音楽著作権者: 16.85%, 文芸著作権者: 11.65%, レコード製作者、音楽実演家団体: 6.25%, 映画製作者団体: 26.02%, 写真・造形美術の著作権団体: 1.75%, フィルム・オースター、映像実演家団体: 20.98%, 放送事業者団体: 16.5%	音楽実演家団体: 6.67% 映像実演家団体: 26.67% 映像著作権団体: 0.42% ビデオ製作者団体: 33.33% 著作権団体: 32.91%		音楽著作権団体: 16% 文芸著作権3団体: 16% 映像製作者7団体: 36% 実演家団体: 29% レコード製作者団体: 3%

International Survey on Private Copying Law&Practice 21st revision, 2010(Stichting de Thuiskopie, 2010),
[私的録音・録画と著作権に関する海外調査報告(I)](SARVH, sarah, 平成18年10月/II)(SARVH, 平成18年12月)等に基づき、CPRA事務局 榎野睦子作成

- 10%を著作権団体、10%を実演家団体、45%を製作者団体、35%をオーディオ/ビデオ・スキーム(うち75%をオーディオ・スキーム、25%をビデオ・スキーム)に基づき分配。

『知的財産推進計画』における私的録音録画補償金制度に関する記述

○『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』（2003（平成15）年7月8日）

2. 「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護を行う

(1) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する

2. 権利付与等により保護を強化する

ウ) 私的録音録画補償金制度

音楽CD複製機能を備えたパソコンや、技術的保護手段を備えたCDなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている現状を踏まえ、関係者間で、より実態に応じた制度への見直しを目指し協議が進められているが、関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ同制度の改正を行う。

(文部科学省)

○『知的財産推進計画2004』（2004（平成16）年5月27日）

9. ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する

(9) 権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する

2) 権利の付与等により保護を行う

ii) 私的録音録画補償金制度

音楽CD複製機能を備えたパソコンや技術的保護手段を備えたCDなど多様なデジタル録音・録画のための機器・媒体が商品化されている状況を踏まえ、関係者間で実態に適応した制度への見直しについて協議が進められているが、その結論を得て、2004年度以降、必要に応じ同制度の改正を行う。

(文部科学省)

○『知的財産推進計画2005』（2005（平成17）年6月10日）

1. コンテンツビジネスを飛躍的拡大する

4. コンテンツ流通大国に向けた改革を進める

(3) 法制度の改革を進める

1) 私的使用複製など基本問題について方向を得る

v) 私的録音録画補償金制度に関し、権利者、消費者、関連産業等を含めた関係者の意見を踏まえ、対象機器等の取扱い等について実態に即した検討を行うとともに、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ、本制度の見直し等について検討を行

い、2005年中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

○『知的財産推進計画2006』(2006(平成18)年6月8日)

I. 世界トップクラスのコンテンツ大国を実現する

3. ビジネス大国を実現する

(3) 著作権に係る課題を解決する

④私的使用複製について結論を得る

私的録音・録画について抜本的に見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行い、2007年度中に一定の具体的結論を得る。その際、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案するとともに、国際条約や国際的な動向との関連やユーザーの視点に留意する。また、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し、オンライン配信への移行を踏まえた音楽関連産業の在り方等についての検討を進め、2006年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

○『知的財産推進計画2007』(2007(平成19)年5月31日)

I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する

1. デジタルコンテンツの流通を促進する法制度や契約ルールを整備する

(1) ビジネススキームを支える著作権制度を作る

⑥私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る

私的録音・録画について見直すとともに、補償金制度については廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討を行い、2007年度中に結論を得る。その際、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案するとともに、国際条約や国際的な動向との関連やユーザーの視点に留意する。また、技術的保護手段との関係等を踏まえた「私的複製の範囲の明確化」、使用料と複製対価との関係整理等、著作権契約の在り方の見直し等についての検討を進め、2007年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

○『知的財産推進計画2008－世界を睨んだ知財戦略の強化－』(2008(平成20)年6月18日)

I. デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ大国を実現する

3. 多様なメディアに対応したコンテンツの流通を促進する

(1) コンテンツの流通を拡大する法制度や契約ルールを整備する

④私的録音録画補償金制度の見直しについて結論を得る

2007年度における検討の成果を踏まえ、技術的保護手段の進展やコンテンツ流通の変化等を勘案しつつ見直しを進め、私的録音録画補償金制度の見直しについて2008年度中に結論を得る。

(文部科学省、経済産業省)

○『知的財産推進計画2009』(2009(平成21)年6月24日)

3. ソフトパワー産業の成長戦略を推進する

(7) デジタル・ネット時代に対応した知財制度等を整備する

④クリエイターへの対価の還元を適切に行うための環境を整備する

情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、クリエイターへの対価の還元が適切に行われるための環境について制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、2009年度中に一定の結論を得る。

(総務省、文部科学省、経済産業省)

○『知的財産推進計画2010』(2010(平成22)年5月21日)

3. 世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する。

(5) デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度を整備する。

4.2 著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)

デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じるものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。

(文部科学省)

○『知的財産推進計画2011』(2011(平成23)年6月3日)

※『知的財産推進計画2010』からの施策として記載

1.3.2 著作権制度上の課題の総合的な検討(中期)

デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じるものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。

(文部科学省)

以上